

# 国土交通省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
34	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	土地区画整理事業計 画決定及び変更に伴 う意見書の取扱いの 見直し	土地区画整理事業の事業計画 の意見書については、都道府県 都市計画審議会に付議しなけれ ばならないが、指定都市の区域 内で完結する事業に係る意見書 については、指定都市の都市計 画審議会(指定都市では設置が 必須)の付議と改めるよう求める もの。	【制度改正の必要性・支障事例等】 道府県都市計画審議会の事務局である道府県の関係部署への事業内容の説明や資料のやり とり等について、市域の実情に精通した市の部局と比較すると多くの労力を費やしている。また、 道府県都市計画審議会の場合は、開催頻度が年2回前後と少ない上、開催時期の設定におい ても指定都市側には基本的に調整の余地は無く、道府県の定めた開催日までタイムラグが生じる ケースがある。  【見直しによる効果】 市域の実情に精通した指定都市の都市計画審議会が審査することになる利点や、事務の簡素 化(都道府県と指定都市と連絡調整が不要)による時間の短縮が見込まれる。また、市の都市計 画審議会の場合は開催時期を調整できるため、タイムリーな審議ができる。	土地区画整理法第 55条第3項、第 136条の3、地方自 治法施行令第174 条の39	国土交通省	指定都市市 長会	施行者が都道府県、市町村、国土交通大臣及び独立行政法人都市再生機構等の場合の土地区画整理事業 の事業計画に係る意見書の処理にあたっては、都市計画の内容を踏まえて処理するために、一元的に都道 府県都市計画審議会を関与させることとしている。そのため、今後の処理にあたっては都道府県都市計画審 議会を関与させることとしたい。
228	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	土地区画整理事業計 画決定及び変更に伴 う意見書の取扱いの 見直し	政令指定都市の土地区画整理 事業において、提出された意見 書を都道府県都市計画審議会 でなく政令指定都市の都市計画 審議会に付議する旨法改正する	政令指定都市が土地区画整理法第52条第1項の規定により事業計画を定めようとする際に、利 害関係者から意見が提出された場合は、同法第136条の3、同法施行令第77条、地方自治法 第179条の39により適用される土地区画整理法第55条第3項の規定により、政令指定都市の 長は、都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。 一方で、都市計画については、指定都市は都市計画法第15条により都道府県と同様の策定権限 を持ち、同法第19条により、指定都市の都市計画審議会の議を経て計画を決定するものとなっ ており、政令指定都市が都道府県都市計画審議会に付議する都市計画の案はない。 それぞれの地方公共団体が都市計画審議会を置いているならば、土地区画整理事業計画に対し 提出された意見書を付議するのは、都道府県都市計画審議会ではなく政令指定都市の都市計画審 議会とすべきである。  【支障事例】 都道府県都市計画審議会に付議するには、指定都市からの意見書に関する考え方の聴取や追 加資料の作成と確認依頼、意見書検討委員会での審議、委員への根回し(なぜ指定都市の事業 を審議するのか等の説明も含む)等の業務が生じ、照会等のやりとりや、委員への説明に一ヶ月 の調整期間を要している。	土地区画整理法第 55条第3項、136条 の3、地方自治法 施行令第174条の 39	国土交通省	京都府 関西広域連 合、兵庫県、 徳島県、京 都市	施行者が都道府県、市町村、国土交通大臣及び独立行政法人都市再生機構等の場合の土地区画整理事業 の事業計画に係る意見書の処理にあたっては、都市計画の内容を踏まえて処理するために、一元的に都道 府県都市計画審議会を関与させることとしている。そのため、今後の処理にあたっては都道府県都市計画審 議会を関与させることとしたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
218	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	道路に関する都市計 画の「軽易な変更」の 対象拡大	都市計画法第21条第2項の都市 計画の変更について、政令第14 条で定める省令第13条の規定 により道路に関する都市計画の 軽易な変更の対象が定められて いるが、この対象を拡大し、手続 きの簡素化、時間短縮を図る。	【制度改正の必要性】 道路(県管理の国道)に関する都市計画の軽易な変更については、省令第13条第3号に定めら れているとおり、線形の変更による位置又は区域の変更は、中心線の振れが100m未満、かつ、変 更となる区間の延長が1,000m未満のものに限られている。 しかしながら、一般に、航空写真等を元に都市計画決定した後に、詳細な調査や測量を行った結 果、線形の変更を行う必要が生じることは、区間の延長に関わらずしばしば起こりうる。そして、詳 細な調査等に伴う変更については、国土交通大臣の協議において、議論となるものではなく、実 際に、過去5カ年(平成21年度～25年度)の協議で、計画の本質的な変更を求めるような意見が 出されたことはない。 このことから、変更となる区間の延長が1,000m以上のものであっても、詳細な調査や測量に伴うも のなど、軽易な理由によるものについては、国土交通大臣への協議は不要とすべく、省令で定め る軽易な変更の対象を拡大し、変更となる区間の延長による縛りを廃止すべくと考える。 【具体的な支障事例、制度改正の必要性】 鳥取県では、本条件に該当する変更手続は、手続中の案件が1件、今後予定している案件が1 件あるが、これらについて、現行制度では、標準事務処理期間である事前調整60日間、協議・同 意30日間を要することとなること、制度改正が実現すれば、手続きの簡素化、時間短縮が図ら れる。 また、線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが100m未満、かつ、変更区間延 長が1,000m以上のものうち、詳細な調査や測量に伴う軽易な理由によるものは、中国5県にお いて、過去5カ年の間に6件あった。	都市計画法省令第 13条第3号イ	国土交通省	鳥取県、中国 地方知事会、 関西広域連 合、滋賀県、 京都府、大阪 府、兵庫県、 和歌山県、徳 島県	都市計画の軽易な変更は、都市計画の実質的な変更を伴わず、すでになされている国土交通大臣の同意の 判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要とするものである。このため、都市計画法施 行規則第13条は、改めて協議を行う必要がない軽易な変更を客観的かつ明白なものになるよう規定してい る。したがって、変更内容にかかわらず、変更の要因のみをもって軽易な変更とすることは認められない。
12	A 権限 移譲	土地利 用(農地 除く)	複数府県に跨がる都 市計画区域の指定権 限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区 域の指定権限について、関西広 域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 土地利用・整備・保全の推進については、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公 共団体が自主的かつ主体的に取り組む「地方創生時代の体系へ」見直ししていくべきである。 都市計画区域の指定は、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているが、二以上の府県 の区域にわたる都市計画区域については、国土交通大臣が関係府県の意見を聴いて指定するこ ととなっている。これは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国の権限となっていると思わ れる。 しかし、現在、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合があり、府県間の意見 調整等を図ることが可能である。 したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、府県を跨 いで都市計画区域を指定した方が良く考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域 連合へ移譲すべきである。 なお、府県域を超えて一体的に発展している地域として、関西広域連合域内では、大阪府豊中市 と兵庫県尼崎市、大阪府枚方市と京都市八幡市など、複数存在する。今後においても、同様の事 例が府県境を越えて開発され発展することも想定される。本権限が移譲され、複数府県に跨 がる都市計画区域についても地方が主体となって指定できることとなれば、一体的で調和のとれた まちづくりを効率的に進めやすくなる。 【懸念の解消】 区域指定に当たり国の関与が必要というのであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同 様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われ る。	都市計画法第5条 第4項	国土交通省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保す るため、都市全体を見渡してあらゆる土地利用を一元的に規制し、都市における広範でかつ複雑多岐な権利 関係の調整、各種行政との調整を図るべき総合性を有するものである。 このため、都市計画に関する事務は、安定的かつ総合的な行政主体が、地権者との調整や、各種都市施設 の管理者との協議、農業、環境、商業等各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域 連合が処理する事務にはなじまないと考えている。 都市計画を決定すべき場である都市計画区域に関する事務についても同様であり、広域連合が処理する事 務にはなじまず、都市計画事務を執行する都道府県及び国土交通大臣が担う必要がある。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
318	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	一の市域内で都市計 画区域が完結してい る指定都市の都市計 画決定案件(国同意 不要分)に係る都道 府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項におい て「市町村は、都市計画区域(中 略)を決定しようとするときは、あ らかじめ、都道府県知事に協議 しなければならない。」と規定さ れているが、一の市域内で都市 計画区域が完結している指定都 市においては、適用しない旨を 追加する。	【支障事例】 指定都市が都市計画決定を行うにあたり、従前は都道府県との同意協議が必要とされていたと ころだが、都市計画法第19条第3項の改正により、現在は都道府県と同意なし協議を行うこと となっている。しかしながら、同意なし協議においても公文書の取り交わしを行っており、実情として 協議に要する期間は同意あり協議と変わらず手続きに時間を要することとなっている。特に、他の 都市計画区域との関連性がなく、広域の見地からの調整を要しないものについても同様の手続き を行っており、同意から協議への変更が、都市計画手続きの迅速化、事務の効率化につながって いない。 【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項に基づく都道府県協議は、その案件の内容によらず都市計画区域又は 準都市計画区域における都市計画の決定に関し、全て必要とされている。 しかし、他の市町村又は他の都市計画区域との関連がなく、一の市町村の中で完結し、他の市 町村に影響がない都市計画については、広域の見地からの調整の必要性は存在しないものと考え ている。また、都市計画区域マスタープラン(以下「区域マス」という。)まで決定権が移譲されて いる指定都市においては、適合性を図るべき都道府県が定める都市計画は存在しないと考える。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと 考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計 画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市 計画の基本的な方針を定めるものである。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたというこ とは、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対 して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることもできる」という制 度を設けることで支障はないと考える。	都市計画法第19 条第3項	国土交通省	指定都市市 長会	一の指定都市の市域内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定 権限は移譲したものの、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める都市計画 との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められ ない。
332	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	一の市域内で都市計 画区域が完結してい る指定都市の都市計 画決定・変更案件(国 同意不要分)に係る 都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項におい て「市町村は、都市計画区域(中 略)を決定しようとするときは、あ らかじめ、都道府県知事に協議 しなければならない。この場合に おいて、町村にあつては都道府 県知事の同意を得なければなら ない。」と規定されているが、一 の市域内で都市計画区域が完 結している指定都市において は、適用しない旨を追加する。	【制度改正の必要性】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「区域マス」という。)の決定権限が指定都市に 移譲されることになっていることを鑑みると県知事への協議を廃止しても問題ないと考えており、 都市計画手続の迅速化につながる。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに概ね2か月間程度の事前協議の後に原則4週間の本協議期間を要するこ ととされている。本協議の回答を待って、都市計画法17条縦覧手続に入ることから、手続の迅速 化といった点で、事務効率に支障が生じている。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考 える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計 画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計 画の基本的な方針を定めるものである。指定都市は、一般の市町村とは異なり、人口及び産業の 集中を背景とする、大都市特有の複雑多岐な行政需要を充足するため、各種の事務事業の総合 的・計画的実施を図ることが求められている。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたとい うことは、区域マスを含めた都市計画決定の権限に関して、都道府県と同様の権限を有すること であるので、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府 県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることもできる」と いう制度を設けることで県協議を廃止した場合も支障はないと本市としては考えている。	都市計画法第19条 第3項	国土交通省	横浜市	一の指定都市の市域内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定 権限は移譲したものの、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める都市計画 との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められ ない。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
291	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	開発許可に係る技術 基準の緩和(緑地帯 その他の緩衝帯の配 置)	都市計画法第33条第1項第10 号に規定する緑地帯その他の 緩衝帯の設計基準について、工 場用地を目的とする開発行為で あって、工場立地法第4条第1 項の規定に基づき公表する工場 立地に関する準則第4条に規定 する環境施設の配置基準を満 たす設計がなされている場合は 適用を除外する。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規 定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定 により、開発区域の境界にそってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められてい る。 一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割 合による総量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められてい るものの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。 工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第 28条の3ただし書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針は あるが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位 置・幅員を特定された上で求められる。 しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成 されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法 に係る適用除外規定を設けることを提案する。	都市計画法第33条 第1項第10号、都 市計画法施行令第 28条の3、都市計 画法施行規則第23 条の3、工場立地 法第4条第1項第 1号、工場立地に 関する準則第2～ 4条	国土交通省、 経済産業省	栄町	都市計画法施行令第28条の3は、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定建築物等につ いて、周囲の環境に与える悪影響を防止するため、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝 帯を設置することとする基準である。 このため、工場立地法に基づく規制により敷地内における緑地等の面積が一定規模以上確保される場合で あっても、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、騒音、振動等から周辺の環境を保全するという観点 から、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することが必要な場合があるため、一 律に適用除外とすることは不相当である。 一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法に基づく緑地、環境施設 の設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすお それがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能である。
186	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	傾斜基準の見直し(宅 地造成等規制法と土 砂災害防止法の基準 統一)	宅地造成等規制法上「擁壁を 要しない」とされる基準と、土砂 災害防止法上「急傾斜地」とさ れる基準が異なるため、法改正を 行い、統一することを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 基準にずれがあるため、例えば、高さが5m以上で勾配が30度以上35度以下の崖地部分につ いて、宅地造成等規制法上は「災害を防止するために必要な措置が講ぜられている(=擁壁を要し ない)」と判断されたにもかかわらず、土砂災害防止法上は「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害 特別警戒区域」に指定されることが起こり得る。 このような場合、市民にとっては安全なのか危険なのか判別しがたく、混乱をきたすおそれ があり、基準のずれについて説明を求められても、宅地造成工事規制区域の指定主体である市と して、責任ある回答が困難な状況である。  【見直しによる効果】 基準のずれが解消されることにより、上記の混乱の発生等を未然に防止することができ、安全 性の面において統一的な対応が可能となる。	土砂災害警戒区域 等における土砂災 害防止対策の推進 に関する法律施行 令第2条第1号イ  宅地造成等規制法 施行令第6条第1 項第1号	国土交通省	京都市	宅地造成等規制法は、自然地盤に宅地造成という人為的影響が加わることで造成地そのものから発生する 土砂の流出等による災害の発生を防止することを目的として、造成主等に対して災害防止のための必要な措 置を求めており、そのうち擁壁については切土の土質ごとに擁壁を要しない勾配の上限を設定し、それを越え る斜面に擁壁の設置を義務付けるものである。  一方、土砂災害防止法は、勾配のみならず、地形、地質、降水等の状況や土地の利用状況等を調査したうえ で、地盤に対する人為的影響の有無にかかわらず、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、土 砂災害から国民の生命及び身体を保護することを目的として、市町村等に避難計画の策定等の警戒避難体 制の整備の義務付けや、一定の行為制限を課すものである。  したがって、両法律は想定する区域やその目的等を異にするものであるから、宅地造成等規制法上の「擁壁 を要しない」基準と、土砂災害防止法上の「急傾斜地」の基準を統一することは適切でない。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
141	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	都市公園における運 動施設の敷地面積に 関する規制緩和	都市公園法施行令第8条の基 準について、法第4条と同様に 参酌基準とすることを求める	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>本県では、平成24年に開催した「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会(全国障害者スポーツ大会)」を契機に、障がい者スポーツを含むスポーツに対する県民の関心が一層高まったところであり、これらの成果を次代に継承、発展させるため、平成25年3月「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」を制定するとともに、その理念を具現化するため平成27年3月に「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定したところである。また、平成27年2月に暫定版を策定した「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」においても、スポーツによる地域振興と障がい者スポーツの推進等を主要施策に位置付けているところである。</p> <p>施策の推進に当たって中核となる本県の都市公園「岐阜メモリアルセンター」については、県内スポーツの先導的な役割を果たす施設であり、体育館、野球場、陸上競技場等11施設を記す総合運動場として整備してきた。</p> <p>【具体的支障事例】</p> <p>施設の改修に加え、地域住民からも日頃から施設の充実の要望も受けていることから、ニーズを踏まえたスポーツ施設の検討を行いたい。現在、建築面積及び運動施設の敷地面積が49.967%まで達していることから、運動施設の50%の敷地基準が支障となっている。</p> <p>【制度改正の必要性と効果】</p> <p>地域の実情に応じた都市公園の運営ができるよう、都市公園に設ける運動施設の敷地面積について、「法令の基準を参酌し、地方公共団体の条例で定める範囲」としていただきたい。運動施設を現状の競技施設基準に適合した改修をすること、地域住民の新たなニーズに応えた運動施設等を設置すること、障がい者スポーツの推進のためのバリアフリーを設けることで、施設の利用者を増やし、地域活性化につなげる。</p>	都市公園法施行令第8条	国土交通省	岐阜県	<p>都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建べいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。</p> <p>運動施設は、公園施設として極めて重要なものであるが、都市公園設置の基本的目的からは、都市公園内には一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があることから、その敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないとしている。</p> <p>仮に都市公園としてオープンスペースを確保することと比べて、その敷地面積の百分の五十を超えて運動施設を設置することが、より公共性が高いと公園管理者が判断される場合については、都市公園を廃止(都市計画公園の場合は、都市公園の都市計画を変更)し、その上で運動施設を設置することも考えられる。</p>
185	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	路外駐車場の換気基 準の見直し	機械換気と自然換気の併用及 び開口部の取扱いに係る具体 的な規定を設けることを求める。	<p>【提案の背景】</p> <p>路外駐車場には一定の能力を有する換気装置の設置による機械換気が義務付けられているが、一定の面積の開口部を有し、自然換気が可能な場合はその限りでないとしている。</p> <p>第27回全国駐車場政策担当者会議での国交省の見解として、機械式換気と自然換気の併用については、その審査方法が確立されておらず、性能の確保の確認はできないとされている。</p> <p>【具体的な支障事例等】</p> <p>自然換気と機械換気の併用に関する規定がないため、本市において併用換気を前提とした路外駐車場の案件を取り扱った際、併用換気の可否や換気能力の算定方法について、事業者との対応に苦慮したことがあり、駐車場面積から自然換気可能面積を差し引いた面積を機械式換気対象面積として装置の仕様を求める方法で対応した事例があるが、自治体で対応が異なっては公平感に欠けるため、国の基準で定めるべきと考える。</p> <p>また、開口部として算入できる構造については、建築物一般に適用される建築基準法施行令の基準が適用されるが、同基準は居室等にも適用されるものであり、排気ガスが排出される路外駐車場を同列に扱うことは適切ではないと考えられる。</p> <p>路外駐車場については、その特性から、駐車場法という個別の法で管理されている趣旨を踏まえ、開口部の基準(1部分あたりの最低面積や床面からの高さ、格子状の柵や桁材の控除の取扱い等)についても個別検討し、同法施行令に明確に規定すべきであるとする。</p> <p>【見直しの効果】</p> <p>路外駐車場の円滑な整備、事業者への公平な対応のほか、より実態に即した適切な換気環境の整備を実現することができる。</p>	駐車場法施行令第12条	国土交通省	京都市	<p>路外駐車場の自然換気(開口部換気)と機械換気の併用に関しては、事例の少ない特別なケースであり、気体の挙動について特殊な解析が必要となることから、国土交通省としては、当該事項について特別な基準を作成する予定はない。</p> <p>駐車場法施行令に規定される技術的基準の解釈(開口部の取扱い)に関しては、従来より全国駐車場政策担当者会議等で明らかになっている。ご不明の点等あれば、個別にご相談頂きたい。</p> <p>なお、建築物である路外駐車場に対しては建築基準法が適用されるが、ご指摘の建築基準法施行令に規定されている基準は換気設備の構造に関するものであり、開口部に対しては適用されない。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
288	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	生産緑地地区指定の 面積要件及び解除要 件等の緩和	自己都合によらず現行の生産 緑地地区の面積要件を満たさな くなった場合でも、生産緑地地区 としての優遇措置を受けられる ように面積要件及び解除要件を 緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月16日に都市農業基本法が成立されたことに伴い、都市農業の振興や多面的な機 能の発揮が求められている。 【支障事例等】 本県では、平成26年度に、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなく なり、生産緑地が道連れ解除となったケースが9件(約2,000㎡)あった。 ある例では、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡し、農業の後 継者がいなかったため、その農地を手放すこととなり、全体として緑地面積が500㎡を満たさなく なった。そのため、生産緑地の指定は解除され、残りの農地で営農していた者に相続税の納税と 猶予期間の利子税が発生し、営農継続の意志はあったが、納税のため農地を売却した。 【効果・必要性】 意欲ある農業者が営農を継続できるだけでなく、都市における農地の減少が緩和されることか ら、住民は、雨水貯留などの防災効果やヒートアイランド対策、環境学習体験の場としての活用な ど、農地の多面的な効用を享受することができる。	生産緑地法第3条	国土交通省	兵庫県、京都 府、大阪府、 和歌山県、徳 島県、京都市	本提案は、すでに過去の議論(平成26年「提案募集に関する各府省との最終的な調整結果」)において結論 が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、当省としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市計 画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行う以上、農地 の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等と して評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる 面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。
6	A 権限 移譲	土木・建 築	サービス付き高齢者 向け住宅に関する権 限の移譲	高齢者の居住の安定確保に關 する法律第4条に基づく、高齢 者居住安定確保計画の策定権 限について、希望する市町村へ の移譲を求める。 また、同計画を定めた市町村 に対する登録等の事務も、上記 権限の移譲を前提として、併せ て移譲を求める。	【制度改正の背景】 国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に關 する施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところ であるが、計画的効力があるのは都道府県策定のものだけである。 県は、高齢者居住安定確保計画の中で供給目標の設定等を行っているが、目標数と実際の整 備数には大幅な乖離がある(H26年度 目標数:366戸 整備数:781戸 ※福井市含む4市町 計)。 【具体的支障事例】 各市町で整備数に偏在がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外 に整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの概念と逆行する現状がある (福井県内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちなか地 区)以外の郊外に整備されている(福井県:43棟1,282戸 福井市:23棟699戸※市内まちな か地区外:20棟588戸))。 【制度改正の必要性と効果】 県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけでなく サービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等 を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予 想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。 権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に 応じた登録基準の設定や市内中心地に限って床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ 高住の供給管理を実施できる効果がある。	高齢者の居住の安 定確保に関する法 律 第4条、第5条、第 7条  国土交通省・厚生 労働省関係高齢者 の居住の安定確保 に関する法律施行 規則 第8条から第11 条、第15条	厚生労働省、 国土交通省	福井市	○ 2050年には高齢化率が約4割に達する超高齢社会において、諸外国と比較しても量の不足にある高齢者向けの住 宅供給は、我が国において喫緊の課題である。このため、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)に 基づき、サービス付き高齢者向け住宅の全国的な供給促進を進めている。 ○ 地域における公的賃貸住宅の供給など、地域の実情を踏まえ、 ・都道府県が定めることとされており、地域の実態を踏まえ、 ・住生活の安定の確保や向上の促進のための目標や施策 ・公営住宅の供給目標 等が、都道府県の住生活基本計画として定められている。 ○ サービス付き高齢者向け住宅の供給は、現下の超高齢社会において都道府県の住宅政策の重要な部分を成すもの であり、都道府県は市町村と協議し、住生活基本計画との調和を図りつつ、高齢者居住安定確保計画を定めることとされ ている。同計画においては、都道府県内の住宅政策の方向性や公営住宅・公営住宅等供給状況等を踏まえて、サー ビス付き高齢者向け住宅の供給目標や目標達成のための施策等が定められている。 ○ 仮に、都道府県と調整なしに、希望する市町村が高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができる とした場合、 ・都道府県が定める住生活基本計画との調和が図られず、 ・都道府県内において必要な供給量を踏まえずに計画が策定され、結果として、必要なサービス付き高齢者向け住宅 が計画的に整備されない などのおそれがある。 ○ 本提案の目的である市町村独自の登録基準の強化・緩和については、既に法で制度化されている都道府県と市町 村の協議を通じて、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画に、市町村が定める高齢者居住安定確保計画への委 任規定を位置づけることにより実現可能であり、委任規定を設けて強化・緩和が行われている。また、多くの都道府県で、市町 村と協議の上、高齢者居住安定確保計画において登録基準の強化・緩和が行われている。 ○ さらに、都道府県知事による登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めることにより市町村が処理 することが可能であり、実際に活用されている。 ○ 以上のとおり、既に多くの地方自治体で、都道府県と市町村が連携して地域の実態を踏まえたサービス付き高齢者 向け住宅の供給を図っており、既存制度のもとで本提案内容を実現することが適当と考えている。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
25	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	サービス付き高齢者 向け住宅の要件緩和 (空家の有効活用)	既存の空き家をサービス付き高 齢者向け住宅として有効活用 できるよう、地域の実態に即して サービス提供者の常駐場所の 要件等の緩和を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るため、政府に おいては、日本版CCRCの検討が進められている。 サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件となっている が、地方においては放置されている空き家対策が喫緊の課題となっていることから、既存の空き 家をバリエーション化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方 への移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空き家対策を一挙に解決することができる。そこ で、より地方の実態に即したものとなるよう、安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐 場所(サービス提供拠点)について、建物型だけではなく、車で巡回して安否確認等を行う移動型 も認めることを求める。  (制度改正の必要性等) サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設において ケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐することが要件となっているが、地方においては、空 家対策として既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家をバリエーション化した上で、 一群のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と 既存の空き家の有効活用をさらに押し進めることが可能となる。 こうしたサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの利用にあたっては、介護保険の 住所地特例の対象となったことから、受入市町村の負担軽減につながる。	高齢者住まい法 (高齢者の居住の 安定確保に関する 法律)施行規則第 11条	厚生労働省 国土交通省	関西広域連 合 (共同提案) 京都府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取県、 徳島県	○本提案内容は、サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所を、地域の実態に即し て、建物だけではなく車で移動する場合も認めるべきというものである。 ○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条に基づき、都道府県 が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和 することが可能であることから、各地方自治体の判断で認めることは、現行制度上可能である。
290	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福祉	空き家を活用した サービス付き高齢者 向け住宅の整備促進 に向けたサービス提 供者の常駐場所の要 件緩和	既存の空き家をサービス付き 高齢者向け住宅として活用する 際、サービス提供者の常駐場所 については、歩行距離で500メー トル以内の所に設置することとさ れているが、地域によっては空 き家が点在する場所もあること から、車で約10分程度まで拡大 すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から、空き家等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け 住宅として活用する際、状況把握及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐する場所につ いて、敷地又は隣接地に加えて、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可 能となるよう基準の見直しが行われた。 【支障事例等】 本県の但馬や丹波地域等のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル 以内にサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高 齢者向け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する郡部においては、移動は車を中心であ るため、徒歩での巡回に代わり、車での移動が現実的である。 【効果・必要性】 郡部でのサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離で500メー トルと移動時間がほぼ同じ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実 態に即した空き家の有効活用をさらに推し進めることができる。	高齢者の居住の安 定確保に関する法 律施行規則第11条 第1項	厚生労働省 国土交通省	兵庫県、和歌 山県	○サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所については、これまで、「同一敷地又は 隣接する土地」に限定していたところであるが、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進等の 観点から、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条を改正し、 平成27年4月1日より、当該常駐場所の範囲を「近接する土地」まで拡大したところ。 ○「近接する土地」の範囲については、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法 律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成27年3月31日 老高発0331第2号、国住心第227号) において、「歩行距離で概ね500m以内」に存する建物とする旨通知したところであるが、当該通知は、地方自 治法第245条の4に基づく技術的助言であり、近接する土地の具体的解釈は登録権者の判断に委ねられてい るものである。 ○また、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条に基づき、都 道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化 又は緩和することも可能である。 ○このため、各地方自治体の判断で、本提案内容を認めることは、現行制度上可能である。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
55	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	コージェネレーション 面的利用時の廃熱利用 機器に係る容積率 の緩和	<p>平成23年3月25日付け国交省 通知(技術的助言)及び建築基 準法第52条第14項第1号の許 可準則において、廃熱の供給側 であるコージェネレーション設備 だけでなく、廃熱を別建物で利 用する場合の廃熱の受入側設 備も容積率制限の特例として明 記すること。</p>	<p>【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じ る廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できる ので、省エネ、省CO2に非常に効果的であるのに加え、分散型電源として電力需給対策や防 災対策にも資するものである。(コジェネのエネルギー効率は約75%~80%、従来システム(大規 模発電所からの送電)のエネルギー効率は約40%) 複数の施設でコジェネの廃熱を面的に利用する方法は、省エネ・省CO2の観点から、今後ますます 重要となる。分散型エネルギーのコジェネを効率的に利用するためには、コジェネからの電気、 熱を面的に利用する必要があり、そのためには受入先のインセンティブも必要である。(廃熱の供 給側であるコジェネ設備については、容積率制限の特例が認められているが(上限は基準容積率 の1.25倍)、受入側の廃熱利用設備は明記されていない) 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにそ の重要な柱として位置付けている。そのため、当該通知及び建築基準法第52条第14項第1号の 許可準則を改正し、コジェネの廃熱を別建物で利用する場合の廃熱の受入側設備も容積率制限 の特例に明記することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。 【支障事例】 東京都でのオフィス街の再開発案件において、コジェネの廃熱利用側のビル(延床30,000㎡) では廃熱利用施設を設置するために約70㎡のスペースを要した。そのため利用できる容積が減っ てしまうため、廃熱の受入れを断念するケースがあった。</p>	<p>国住街第188号 平成23年3月25 日付け「建築基準 法第52条第14項 第1号の規定(技 術的助言)」 建築基準法第52 条第14項第1号 の許可準則</p>	国土交通省	埼玉県	<p>建築基準法第52条第14項第1号に基づき同一敷地内の建築物の機械室その他これらに類する部分の床面 積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物について、特 定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合には、当該建築物の容積 率を許可の範囲内において緩和することができる。 また、当該許可に係る基本的な考え方を示した平成23年3月25日付け国住街第188号国土交通省住宅局市 街地建築課長通知(以下「通知」という。)及び通知に係る建築基準法第52条第14項第1号の許可準則(以下 「準則」という。)は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、ご指摘のコージェネレ ーション設備についても許可対象として例示しているところである。 なお、コージェネレーション設備については、受け入れ側施設も含まれるものである。</p>
78	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	特定行政庁における 定期点検の対象建築 物・建築設備に関する 規制緩和	<p>建築基準法第12条第2項および 第4項(昇降機を除く)の定期点 検の対象建築物・建築設備につ いて、法第12条第1項および第 3項同様、特定行政庁が指定す ることができるように法改正を求 める。</p>	<p>【制度改正の背景】 定期点検の対象となる建築物・建築設備について、民間と建築主事を置かない市町村は、特定 行政庁の指定するものを対象とする一方、国、都道府県、建築主事を置く市町村は、法令で定め る床面積100㎡超の建築物などを対象とし、特定行政庁の裁量の余地がない。現に、豊田市中 では、倉庫や車庫等、不特定多数の者が使用しない建築物が、民間では対象となっていないが、豊 田市役所所有の施設は対象となっている。 【具体的支障事例】 「倉庫」に着目すると、民間の倉庫および建築主事を置かない市町村の管理する倉庫につい て、愛知県では定期点検の対象外だが、国、都道府県、建築主事を置く市町村が所有する100㎡ 超の倉庫は、法令の規定に基づき、定期点検の対象となる。豊田市中で100㎡を超える倉庫は、29 施設8,568㎡存在し、委託費約100万円/3年に加え、それにかかる人件費も必要となっている。 【制度改正の必要性と効果】 法律上の定期点検の対象範囲について、「民間、建築主事を置かない市町村」よりも「国、都道 府県、建築主事を置く市町村」の方が広くなっている地域が現に存在する。この範囲区分に明確 な根拠はないと思われ、実質的に維持保全を確実に行うことが重要であり、不特定多数の者が利 用する施設を対象とする等、整理を行う必要がある。 定期点検(損傷、腐食その他の劣化状況点検)対象となる「床面積が100㎡を超える倉庫」につ いて、書庫や防災倉庫等人の出入りが極端に少なく、安全配慮の必要性が少ない用途に供され ているものを対象から除外すれば、公共建築物に係る維持管理コストの縮減を図ることができる。</p>	<p>建築基準法第12 条第2項、第4項</p>	国土交通省	豊田市	<p>建築行政を担う都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物(建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建 築物等に限る。以下「公共建築物」という。)については、公共建築物を利用する者及び公共建築物の周囲の 安全性を確保することが当然に求められることから、同法第12条第2項及び第4項の規定により、不特定多数 の者が利用するものに限らず、公共建築物の全てについて、劣化状況の定期点検を義務づけている。 ご提案にある「書庫や防災倉庫等人の出入りが極端に少なく、安全配慮の必要性が少ない用途に供されて いる」建築物であっても、経年劣化により倒壊や防火上の性能が低下するなど危険な状態になる可能性があ るため、ご提案のとおり、当該建築物を定期点検の対象から除外し、制度上劣化状況の点検を全く行わな いことを認めることは、公共建築物を利用する者及び公共建築物の周囲の安全性が担保されないことから、 困難であると考えている。 しかし、ご提案の趣旨を踏まえ、建築物の用途等に応じた定期点検の頻度の緩和等について検討を行うこと とする。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
192	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福祉	産後ケア事業の推進 に向けた法的位置づけ の付与及び各種規制 の緩和	世田谷区の独自事業として行 っている産後ケア事業の推進及び 全国への波及を目的として、現 在法的な位置づけのない産後 ケアセンターに児童福祉法等に よる法的な位置づけを与えるほ か、センター設置にあたって障 壁となる各種法規制(建築基準 法、旅館業法)の規制緩和を行 うことを求める。	【具体的な支障事例】 世田谷区では全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しているが、育児不安等を抱える 出産後の母親から好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事 業の拡充が課題である。 一方で、産後ケアセンターの法的な位置づけが未整備であるため、事業を行う度に各種関係法令に よる規制等の確認を行いながら事業を進める必要があり、事務が煩雑となるほか、次のような事 業の性質からは必要ないと考えられる規制を受ける。 ①建築基準法第48条に基づく別表において第一種及び第二種低層住居専用地域に建築できる 建築物が列挙されているが、当区で大きな割合を占める同地域に建設できるかが判断としない。 ②産後ケアセンターが福祉施設としての法的な位置づけを有していないため、旅館業法の適用を受 けることとなり、例えば、カウンターの幅に係る規定や宿泊者名簿の備えが必要など、本来には 必要ないと考えられる設備基準を満たさなければならない。 【支障の解消に向けた方策】 上記の障壁の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるな ど、法で定められた施設とするほか、次のような方策を検討したい。 ①特定行政庁の判断で、法48条別表第2に列挙する建築できる建築物に「類するもの」として独自 に解釈する方法も考えられるが、全国的な事業展開の観点から、国においてその明確化等を行 う。 ②他の児童福祉施設と同様、①の法的な位置づけを得られれば、旅館業法の適用を受けないこ とになると考えるが、法的な位置づけが得られないにしても、通知等により適用除外規定を定める。	児童福祉法第6条 の3第3項、第7条 第1項、 建築基準法第48条 第1項、第2項 旅館業法第6条	厚生労働省、 国土交通省	特別区長会	ご指摘の産後ケアセンターについては、建築基準法第48条の許可の十分な実績がなく、明確な法的な位置付 けもないことから営業形態や建築物の利用状況が定まっているとは言えないが、特定行政庁が第一種低層住 居専用地域又は第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可し た場合には、当該用途地域で建築することが可能である。
56	B 地方 に対する 規制 緩和	土木・建 築	公営住宅建替事業の 施行要件の緩和	公営住宅の建替えに伴う団地の 集約化や廃止を計画的かつ円 滑に行うため、公営住宅法第2 条第15号の「現地要件」を緩和 し、非現地で法定建替事業が行 えるよう法改正を行うこと。	【制度改正の必要性】 本県の県営住宅は、小規模な団地が比較的多く、今後の世帯数の減少、コンパクトなまちづくり や維持管理費削減の観点から、老朽化した小規模団地については、用途の廃止や中規模・大規 模団地の建替えに合わせた集約化を推進することが必要となっている。 再編整備の前提となる公営住宅の建替事業を法定建替えとして実施するには、公営住宅法第2 条第15号により現地要件を満たすことが必要である。法定建替えでは入居者に対して法に基づ く明渡請求を行うことができるが、任意建替えではできない。 本県では、平成37年次まで10団地を用途廃止し、中・大規模団地へ集約する目標値を設定し ており、厳しい財政状況の中で、再編整備を効果的かつ効率よく推進するためには、非現地で の建替えを法定建替えとして実施できるよう現地要件を緩和することが必要である。 【支障事例】 任意建替えでは法に基づき明渡請求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわ たる交渉が必要となる場合もあり、計画的な廃止や集約化といった再編整備をスムーズに進める ことができない。また、明渡請求を行えない廃止予定団地については移転対象者をより少なくす るため、あらかじめ長期間入居募集を止める必要があり、団地を廃止するまで空き室が生じその分 の家賃収入を得ることができない。さらに、少数であっても残入居者がいる間は、建物の維持管 理費がかかるため家賃収入と支出との均衡が図れない。 【懸念の解消策】 入居者に対する明渡請求は入居者の権利を制約するものであるが、公営住宅建替事業は、公 営住宅法第39～43条で入居者保護の規定(再入居の保障、仮住居の提供、移転料の支払等)が 整備されており、公営住宅建替事業の画一的かつ迅速な実施のために、借地借家法第28条(正 当理由)の特例として明渡請求を行うことが認められていると解すべきである。現地要件を緩和し てもこれらの入居者保護規定が適用されるのであるから、入居者保護に欠けることはないと考え られる。	公営住宅法第2条 第15号	国土交通省	埼玉県	そもそも、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するために、事業主体は当該公営住 宅の入居者にその明渡しを請求することができることとなり(公営住宅法第38条第1項)、この請求を受 けた入居者は、速やかに公営住宅を明け渡さなければならないとされている(公営住宅法第38条第3項)。 公営住宅建替事業の「現地要件」については、仮に非現地建替えを認めた場合、従前の居住地とは別の場所 に、責めに帰せられるべき事由のない居住者が、行政の一方的な判断のみで非自発的に移転を求められる 結果となり、居住者の権利を著しく侵害することとなる。これを踏まえれば、公営住宅法第39条から第43条ま での入居者保護規定を拡大適用するなどの如何なる条件を付けたとしても、現地要件を撤廃することは不適 当である。 なお、公営住宅の非現地建替えを行う場合に財政支援することは可能であり、その点は平成27年1月30日 付け住宅局住宅総合整備課長通知にて明らかになっているところ。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
81	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	公営住宅の明渡し請 求に係る収入基準の 条例委任	入居収入基準を超える高額の 収入として定められている(令第 9条第1項)収入基準を、事業主 体が条例で定めるように改正。	【制度改正内容】公営住宅法施行令第九条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基 準は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。 【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然 として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成26年度の状況は、明渡努力義務が課せら れている収入超過者219名(全体の12.33%)が引き続き入居しており、入居待機者は285名に及 んでいる。 【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、219名のうち40名が高額所得者になり、 住宅の明渡しを請求することができるようになる。40名を退去させることにより、待機している住宅に 困窮する低額所得者の入居が可能となる。 【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得 者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがっ て、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入 基準設定が必要と考える。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例 委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治 体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。	公営住宅法第29 条	国土交通省	豊田市 松山市	明渡し請求は入居者の権利を強く制約することとなることから、公営住宅法による法定明渡し請求を講ずることが できる場合を同法は限定しているところ(同法第29条、第32条及び第38条の場合のみ)。「高額所得者」は、 法定明渡し請求という極めて強い公権力の行使の対象となる者であることから、地域差があってはならず、その 基準は国として全国一律に定めるべきものである。 また、現在の高額所得者要件は「ほぼ全国どこであっても自力で住宅を購入することが可能」な年収となる基 準(月収)としているところ。これは、仮に高額所得者に対して明渡し請求を行う場合においては、高額所得者の 居住移転の自由を確保する観点から、移転先を事業主体が制約する結果とならないよう、高額所得者の自由 意思でほぼ全国どこにでも新たな居住先を求めるのに困難のない基準としていることによるものである。した がって、高額所得者要件は今後も国として一律に定めておく必要がある。 以上から、高額所得者要件を事業主体が条例で定めることができることとする改正を行うことは困難である。 なお、高額所得者要件を全国一律で定めている限り、高額所得者と認定された者は如何なる地域においても 公営住宅の入居収入基準を満たさないこととなることから、「低額所得者」の公営住宅の入居を何ら阻害する 結果とならない。
184	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	住宅地区改良法に基 づく改良地区指定及 び事業計画の決定に 係る申出手続きの緩和	改良地区の指定及び事業計画 の決定に当たって、市が申出を する場合は都道府県を経由しな ければならないが、経由する時 間の短縮化、事務の効率化のた めに、市が直接国へ申出するこ とができるよう、規定整備を求め る。	【制度改正の必要性・支障事例等】 本市においては、新規指定の予定は今のところないものの、計画変更案件が年2~3件ある。 この手続きにおいても、改良地区の指定の申出の際と同様、都道府県を経由する必要があるが、 都道府県における内部の事務処理に2~3週間を要している。 指定都市が都道府県に申し出る手続き、都道府県が国に申し出る手続きを踏む必要があり、事 務に無駄が生じている。 (なお、都道府県とは必要に応じて、事前協議等を行っている。) 【見直しによる効果】 当該規制を緩和することにより、事務が簡略化され、手続きに要する時間が短縮される。	住宅地区改良法第 4条第2項及び第5 条第1項	国土交通省	京都市	施行者たる市町村が住宅地区改良法第11条第1項、第13条第1項又は第15条に基づき不良住宅、改良地区 内にある土地等を収用等する場合には、同法第16条第1項に基づき土地収用法を適用することとされて いるところ。同法第17条第2項により、市町村が起業者となる場合(同法第1項各号のいずれかに掲げられた るときを除く。)には、起業地を管轄する都道府県知事が事業の認定に関する処分を行うこととされている ことから、上述の住宅地区改良法に基づく収用等を市町村が行う場合には、収用等の対象となる起業地を管轄 する都道府県知事の認定を受ける必要がある。 また、住宅地区改良法上、住宅地区改良事業は原則として市町村が施行者となる(同法第3条第1項)もの であるが、都道府県も市町村と協力して改良地区内の不良住宅の解消に努めるべきことから、都道府県は、住 宅地区改良事業を施行する市町村に対する補助金交付者である(同法第28条)とともに、住宅地区改良事業 に関して市町村に対し技術的援助を行う者でもある(同法第32条)とされている。 このような事情に鑑みれば、国土交通大臣が住宅地区改良事業を施行しようとする者の申出に基づき改良地 区を指定し(同法第4条第1項及び第2項)、及び施行者が事業計画を国土交通大臣に協議する(同法第5条 第1項)に当たっては、都道府県としても改良地区の範囲や事業計画の内容について把握しておく必要がある。 したがって、御提案のような住宅地区改良法の改正を行うことはできない。 なお、京都市が施行中の3地区における直近の事業計画変更の申請については、いずれも市からの申請日 の同日又は翌日付けで府から国への進達がなされているところである。(平成26年3月19日申請、平成26年3 月20日進達の2件及び平成27年3月13日申請、平成27年3月13日進達の1件)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
226	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	一部入居者の公営住 宅の収入申告におい て職権認定を可能と する	<p>公営住宅法第16条第1項により、家賃の決定は入居者の収入申告が前提とされているが、生活保護受給者等については、申告がなくても事業主体による職権認定を可能とし、申告忘れ等により、近傍同種家賃が設定され、滞納に陥ることを防止する。</p> <p>【支障事例】 生活保護受給者等について、申告懈怠により近傍同種家賃を設定され、住宅扶助費との差額を負担しなければならなくなり、滞納やにつながるケースが発生している。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもあり、受給者本人の自立を妨げる要因になっている。</p>	<p>公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、事業主体側で把握することが可能な生活保護受給者等の収入については、本人からの申告がなくても事業主体側で職権認定することが可能となるよう制度改正を提案する。</p> <p>具体的には、以下の方法等が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居時に生活保護受給中は以後の収入申告を職権で認定し、福祉事務所と公営住宅管理者との間で個人情報やりとりすることに対する同意書を徴取する。その後は、福祉事務所等に文書照会して生活保護を受給している入居者リスト及び所得情報を入力し、それらの方について一括して職権認定を行う。</li> <li>・入居中に生活保護の受給を開始した方は、最初だけ同意書をもらい、その後は、入居時から生活保護を受給している方と同様に認定する。</li> </ul> <p>公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。</p>	公営住宅法第16条第1項	国土交通省	京都府 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	一部入居者の公営住宅の収入申告における職権認定の可否について、職権認定を認める場合の要件等を検討するため、都道府県・市町村における運用状況・実態の調査を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。
227	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	一部入居者の公営住 宅の収入申告におい て代理申告を可能と する	<p>公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増と思われる単身の認知症患者については、本人の申告でなく市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。</p> <p>具体的には、以下の方法等が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター又は市町村高齢者福祉担当部局から認知症の入居者について申告書(表紙)を提出してもらい、市町村の課税台帳(H28.1月～マイナンバー)で所得状況を確認の上、認定を行う。</li> </ul> <p>公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。</p> <p>【支障事例】 申告懈怠により、近傍同種家賃を設定されるケースが発生しており、本来負担すべき家賃に比べ著しく高額の家賃を払わなければならない状態となっている。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもある。</p>	<p>公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増と思われる単身の認知症患者については、本人の申告でなく市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。</p> <p>具体的には、以下の方法等が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター又は市町村高齢者福祉担当部局から認知症の入居者について申告書(表紙)を提出してもらい、市町村の課税台帳(H28.1月～マイナンバー)で所得状況を確認の上、認定を行う。</li> </ul> <p>公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。</p>	公営住宅法第16条第1項	国土交通省	京都府 関西広域連 合、滋賀県、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	一部入居者の公営住宅の収入申告における代理申告の可否について、代理申告の主体の範囲等を検討するため、都道府県・市町村における運用状況・実態の調査を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
287	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	公営住宅の目的外使 用の制限の緩和	<p>公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業等が認められているが、対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加するとともに、事後承認とするよう規制を緩和すること。</p>	<p>【提案の経緯・事情変更】 国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版CCRC構想が検討されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。</p> <p>【支障事例等】 兵庫県公営住宅の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっているほか、高齢者単独世帯も25%となり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。</p> <p>小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できるよう「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利用人数は、H25年度35,691人からH29年度には59,856人となる見込みである。</p> <p>兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が44%を超える災害復興県営住宅の敷地内に「小規模多機能型居宅介護事業所」をオープンさせたが、国からは、倍率が1倍以上の住戸は事前承認は容易でないとの見解だったことから、駐車場を用途廃止の上、福祉施設を建設したため、事前相談(平成24年3月)から事業開始まで2年10ヶ月を要した。</p> <p>3人に1人が自宅での介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的な生活を営む」ためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。</p> <p>【効果・必要性】 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」ような社会福祉施設が増えれば、空きストックの有効活用につながるほか、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。</p>	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	国土交通省 厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	<p>公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」(公営住宅法第1条)に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等としてグループホーム事業等が規定され(公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条)、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことが明示されている(公営住宅法第45条第1項)。さらに平成8年8月30日付け建設省住宅局長通知において、このグループホーム事業等については、事業主体から地方整備局長等への事後報告により、国土交通大臣の「承認」があったものとみなされており、国土交通大臣の事前承認手続は必要とされない。これは、グループホーム事業等により支援を受ける者は、実際に当該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困窮する低額所得者」である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いためである。</p> <p>御提案の「小規模多機能型居宅介護事業」は、実態面であくまで「通い」を中心(厚労省作成資料による)とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供する事業とされていることから、公営住宅を「住宅として」使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであるため、グループホーム事業等と同様に扱うことはできない。</p> <p>なお、提案団体からは「公営住宅の空き室を目的外使用することで、小規模多機能型居宅介護事業を行う」具体的なニーズの説明が、本年6月25日付けで内閣府地方分権改革推進室から送付のあった回答では、得られなかった。</p>
289	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	特別賃貸県営住宅の 入居促進を図る制度 要綱の改正	<p>入居率の低い住宅を低額所得者向けに提供できるよう用途変更し、公営住宅に準じて円滑な入居促進を図れるよう、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号に記載する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に「地域特別賃貸住宅」の追加または通知等での明文化を求めている。</p>	<p>【提案の経緯・事情変更】 本県では、ひょうご県民住宅(「地域特別賃貸住宅」と「特定公共賃貸住宅」の2種)の空き家対策を促進しているが、当該住宅の入居率が低い(6割弱)一方、合築の公営住宅の入居率は9割を超えている。</p> <p>【支障事例】 本県では、入居率の低い地域特別賃貸住宅を低額所得者向けの地域優良賃貸住宅に用途変更したいと考えている。</p> <p>しかし、地域特別賃貸住宅を用途変更のため廃止しようとしても、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号で規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に、地域特別賃貸住宅が入っておらず、公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)への用途変更が可能かどうか明確でない。そのため、用途変更後の地域特別賃貸住宅が公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱に基づく大規模修繕等の対象とならない可能性があり、用途変更が進んでいないことから、地域優良賃貸住宅制度要綱の改正または通知等で明文化することを求める。</p> <p>※地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号 「地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅について用途変更のための廃止を行い、(以下略)」</p> <p>【効果・必要性】 国の要綱改正により、入居率の低い特定公共賃貸住宅に加えて地域特別賃貸住宅についても、用途変更を速やかに進めて入居促進を図ることが可能となるほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にある公的賃貸住宅団地のストック活用にもつながる。</p>	地域優良賃貸住宅 制度要綱2条16号	国土交通省	兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	<p>地域特別賃貸住宅は、地域優良賃貸住宅制度要綱附則第3項により準用される同要綱第17条第4項第7号に基づき国土交通大臣等の承認を受けることで、用途変更のために地域特別賃貸住宅の廃止を行い、公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)へと用途変更することが可能である。</p> <p>また、(用途変更後の)公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)については、公営住宅等ストック総合改善事業により、個別改善事業(規模増改善を除く。)の対象とすることが可能であり、御提案については現行制度で対応可能である。</p> <p>なお、御提案については「現行制度で対応可能である」旨を提案団体に対して、内閣府地方分権改革推進室を通して既に回答済みであり、重ねて通知等を発出する必要はないと考える。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
305	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	地方公社が賃貸する 住宅の賃借人に関する 要件緩和	地方住宅供給公社法施行規則 第13条第1号における賃貸住宅 の賃借人の資格に学校法人を 追加すること及び同第3号に定 める保証人に関する規定の削除 を求める。	【提案内容】 地方住宅供給公社における団地コミュニティの形成や活力の向上、学校法人等における教育の 質の充実のためには、学生に公社団地に住んでもらい、学生が地域貢献活動をするなど、公社と 学校法人等が連携して公社団地を活用することが望まれるが、地方住宅供給公社法施行規則第 13条第1号においては、賃借人の資格を限定的に定めており、学生を入居させようとする学校法 人等に賃貸することができない。 また、同条第3号の「確実な保証人のある者」との規定のため、法人に賃貸する場合に、保証人 を得られず賃貸に至らないケースや、転賃借人である従業員が個人保証するといった矛盾した事 態が生じている。一方、公営住宅やUR(都市再生機構)住宅については法令上保証人を求めて いない。 このため、同条第1号における賃借人の資格に学校法人等に加え、学校法人等が契約名義人 として公社との間に賃貸借契約を締結することを可能とするとともに、同条第3号の規定を削除す るよう提案する。 【支障事例】 大阪府住宅供給公社では、公社賃貸住宅を留学生の入居用として活用したい学校法人と協定 書を締結の上、学生と賃貸借契約を締結しているが、次のような点が支障となっている。 ・学生の入れ替わり時、住戸は同じでも、個々の学生との契約は一旦終了する。契約終了に伴う 原状回復等について、間に入った学校法人とも調整が必要である。 ・協定に基づき、契約等に係る諸手続を学校法人が行うが、契約そのものは個々の学生と締結す るため、間に入った学校法人と公社の双方にとって事務が煩雑である。 ・(連絡もなく突然帰国する留学生がおり、)契約者不在となった住居の退去事務等が滞る場合が ある。	地方住宅供給公社 法施行規則第13条 第1号及び3号	国土交通省	大阪府 兵庫県、鳥取 県、徳島県、 京都市、大阪 市	地方住宅供給公社が賃貸する住宅の賃借人に関する要件緩和の可否について、御提案に対応した場合にお ける地方住宅供給公社の運用への影響等の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。
102	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本整備総合交 付金事業における「年 度間調整」について	社会資本整備総合交付金につ いて、次年度以降における交付 限度額の増額交付、計画期間 内における年度間調整等、制 度・運用の緩和を求める。	【現状】 社会資本整備総合交付金交付要綱において、当該年度の交付決定額に対して実施額が下回っ た場合、その差額を国に返還することなく、翌年度の交付限度額から減額調整ができる一方、当 該年度の交付決定額を越えて実施しても、翌年度の交付限度額における増額調整は認められて いない。 地方では、財源を国庫補助金としている場合、要望額に合わせて予算を決定するが、実際の執 行は、交付決定額に合わせて行っているため、交付決定額は地方の予算執行を大きく左右してい る。 【支障事例】 当市では、今年度、交付金内示額が要望額を大きく下回り、約33億円もの既決予算(歳出)が 執行停止となり、その影響によって小学校通学路の安全対策、公営住宅の耐震化及び狹あい道 路の拡幅など多くの事業で先送りを余儀なくされた。交付決定の段階で地方の予算は確定してい るが、特定財源の担保がなければ延期や中止をせざるをえなくなり、住民の期待を裏切る結果と なっている。 【制度改正の必要性】 国に提出した社会資本整備総合交付計画で示されている事業費の範囲内であれば年度毎の執行 は市町村が自由にできるようになれば、当該年度の交付額が少なくとも、市町村は、予算額に合 わせて事業を実施できる。そのためには、現状の減額調整(交付金が余れば翌年度の交付限度 額から減額)だけでなく、当該年度の事業実施額が交付決定額を上回った場合、その分翌年度以 降における交付限度額の増額交付ができるよう制度を緩和する必要がある。それにより、効率的 な予算執行が可能となり、翌年度における予算編成の確度も上昇する。	社会資本整備総合 交付金交付要綱 第7-2項及び3項	国土交通省	長岡市	○ 社会資本整備総合交付金は、地方財政法(昭和23年法律第109号)第16条に規定する国庫補助金に該当 し、地方公共団体が策定する社会資本整備総合交付計画に対して、防災・減災、老朽化対策など国として進める べき優先課題への対応を促進するため、毎年度、地方公共団体からの要望等を踏まえ、予算の範囲内で交 付金を配分しているものである。 ○ ご提案の「増額調整」は、計画に配分された交付額が要望額を下回る場合において、当該年度にその交 付額に相当する事業費を超えて事業を実施し、超過した事業費に相当する国費分を次年度に交付することを 求めているものと理解する。 ○ 年度間調整は、事業の進捗が進まず、交付決定額と実際に実施した事業規模に相当する交付額(通常の 国費率で算定した交付限度額)の差額が生じた場合、通常の補助事業であれば繰越や返還に係る手続が必 要になる。通常の国費率で算定した交付限度額以上の国費を当該年度に充て、次年度の交付額からそ の超過額を控除することを認めることにより、地方公共団体の繰越や返還に係る手続に係る負担の軽減を図 るものであり、ご提案の「増額調整」はこの制度趣旨とは異なるものである。 ○ また、社会資本整備総合交付金は、国庫補助金として、国としての政策上の必要性や優先度を踏まえ配 分を行っているところ、ご提案通りの措置を認めた場合、地方公共団体自らの判断により実施した事業量に 応じ配分することとなるため、国庫補助金としての性格上適当でないと考えている。 ○ 加えて、厳しい財政状況の中、ご提案の通りの措置を認めた場合、交付額を超えて事業を実施した地方 公共団体に対し、その超過額を優先的に配分することを約束することとなり、予算配分が硬直的となる結果、国 として進めるべき優先課題への対応が困難になるといった問題や、地方公共団体において新たに生じた事業 ニーズに対する財政的支援が困難になるといった問題が生じる懸念がある。 ○ 以上のことから、ご提案の「増額調整」を認めることは困難である

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
143	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	砂防関係事業の構造 協議の緩和	<p>防災安全交付金の新規砂防事業を実施するにあたり、着手前年度に全体計画(土石流対策の設計概念やえん堤の配置位置の妥当性の確認)の認可を国から受けている。</p> <p>平成24年度からは、事業着手後に、えん堤位置や方向、工法・構造等について、国と協議(構造協議)することとなり、説明資料の作成や協議に時間を要し、事業の進捗が遅れる場合がある。</p> <p>このため、事業着手後の構造協議について緩和願いたい。</p>	<p>【支障事例、制度改正の必要性】</p> <p>昨年8月に、広島市で発生した大規模な土砂災害を契機として、社会的に、砂防えん堤設置等のハード対策の迅速な実施が強く求められている。</p> <p>事業着手後の構造協議を行うにあたり、説明資料の作成や協議に時間を要し、1週間から2週間程度事業の進捗が遅れる場合がある。平成26年度には、えん堤軸について11箇所、えん堤の工法・構造について10箇所の構造協議を国と実施したが、構造協議に向けた資料作成、国機関への出張等、縮減が可能であったと思われる日数が、1週間程度であったと考えている。また、協議に必要な図面等の資料については、作成基準が示されていないため、資料の精度の判断に迷う場合がある。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>構造等に関する県の技術基準は、国基準に準拠して作成されており、構造等の決定に関する協議の簡素化は可能であると考ええる。(ただし、協議廃止ではなく、簡素化を求めるのは、最新の知見や情報を取得する観点から、国との協議はある程度必要と考えるため。)</p> <p>協議のために県が準備する説明資料については、最低限必要となる資料について、統一的な作成基準をお示しいただければ、業務の簡素化につながる。そのためには、提示する図面や比較表等の様式の定型化をしていただくことが有効であると考ええる。</p>	砂防法施行規程第8条の3 平成24年6月18日 付け事務連絡(国土交通省水管理・国土保全局 砂防部保全課保全調整官通知)	国土交通省	岐阜県	提案を踏まえ、協議が円滑に実施できるよう、最低限必要な資料を明確にし、都道府県に通知することを検討する。
163	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	水防団の所掌事務及び公務補償の範囲拡大	<p>水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備と初動対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。</p> <p>そこで、水防団の所掌事務に、水防団のその一部(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第36条第3号に規定する「救助に関する業務」(「大規模災害時」という条件のもと)・第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務」)を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記されたい。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)。消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないジレンマがある。</p> <p>今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、水防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起こった場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となる。これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、水防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。</p> <p>【制度改正(案)】</p> <p>そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。</p> <p>水防法その他水防事務に係る関連規程においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、水防団の所掌事務の一部を水防団においても行えるようにし、災害対策、救助活動等の充実を図ることで、災害に強いまちづくり、さらには災害に強い国を作る必要がある。</p> <p>その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることはできない。</p>	水防法第1条、5条、第6条2項 災害対策基本法第84条	総務省 国土交通省	岐阜市	<p>消防団は、「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと」(消防組織法第1条)を職務としており、水防の任務も有している。</p> <p>他方、水防団は、「洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防衛し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持すること」(水防法第1条)を職務としており、消防事務のうち水防に関する活動及びこれに伴うその他の水防に関する事務に特化した組織となっている。</p> <p>したがって、水防団の職務に新たに消防事務の一部を加えることは、水防団を水防事務に特化した組織とした水防法の趣旨に反することになり、適切でない。</p> <p>また、水防団を市の条例等を改正することにより消防組織法上の組織として位置付ければ、水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」(消防力の整備指針第36条第3号)等の限定された消防事務を担う組織とすることは可能であり、現行法で対応できる。</p> <p>なお、この場合、公務災害補償は消防組織法により受けることができる。</p> <p>上記のことについては、水防団が存する道府県を通じて周知してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
7	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛生	下水道管渠の更生工 法に対する交付対象 条件の緩和	下水道管渠の更生工法について、適用すべき基準の要求性能を満たしているかの確認は、日本下水道新技術機構が審査認定した工法(建設技術審査証明)であれば、個別協議の際に事務手続きの簡素化をお願いしたい。	【支障事例】 下水道管渠の長寿命化計画策定に際し、施工性・経済性の観点から、効率的な工法であり建設技術審査証明の認定がされている自立管による製管工法の採用を検討していたが、「下水道管きよの更生工法による改良に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)(5)」の要件で個別協議が必要な工法であった。 その後、個別協議のための資料を作成し、協議を依頼したが、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(日本下水道協会)の要求性能と自立管の製管工法の性能比較を特に求められ、項目毎にガイドラインと建設技術審査証明との比較を行い、評価方法の検討や根拠資料の作成等、個別協議が終了するまで、多大な時間を要した。 【制度改正の必要性】 下水道管渠の国庫対象となる更生工法については、事務連絡「下水道管きよの更生工法による改良に関する交付対象の運用について」をもとにしている。 しかし、ガイドラインに規定されていない工法については、個別協議が必要となるため、効率的な工法選択による長寿命化計画策定に影響を及ぼす場合がある。 そのため、建設技術審査証明が発行されている性能については、審査を省略するなど個別協議の簡素化を要望する。	下水道管きよの更生工法による改良に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)	国土交通省	福井市	ご指摘の「建設技術審査証明」は工法もしくは材料等が開発者が定めた水準に達しているかどうかを審査するものであり、交付金の対象として国が求める性能を担保するものではないことから、別途個別協議を必要としている。 なお、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」は、技術の進展などを踏まえて、適宜改定を行っていることから、現在対象外の工法についても、技術が確立されたものは、順次適用対象とする方針である。
70	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交通	国有港湾施設の他用途使用時の国承認の一部廃止	港湾管理者が管理委託されている国有港湾施設について、地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合、港湾管理者の責任と裁量に委ね、国の承認を不要とすることを提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 国直轄工事により生じた港湾施設は、国から港湾管理者に譲渡することができ(港湾法第53条)、譲渡しない場合は港湾管理者に貸付け又は管理委託しなければならない(港湾法第54条)。管理委託による場合、当該港湾施設を他の用途・目的に使用・収益し、又は他人に使用・収益させる際には、国が契約書で定める軽微な場合を除き、国の承認が必要である(港湾法施行令第17条の4)。 地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合には、地域における行政を担う地方公共団体でもある港湾管理者の責任と裁量に委ね、事務の簡素化を図るため、国が定める軽微な場合として国の承認を不要とすることを求める。 【期待される効果】 港湾管理者、国双方の事務の簡素化が図られる。	港湾法第54条 港湾法施行令第17条の4 港湾施設管理委託契約書	国土交通省	富山県	国有港湾施設は、国家的な見地から必要と認められる重要なものとして国が直轄事業で整備した港湾施設である。当該施設は、用途・目的をもった公共の用に供する国の行政財産であり、本来、国は自ら当該施設について管理をしなければならないが、港湾法では、港湾管理者が他の港湾施設と一体的・効率的に管理ができるよう、国有財産法の特例として、港湾法第54条に基づき、国有港湾施設について、国から港湾管理者に管理委託を行うこととしている。 他方、管理委託を行った場合であっても、こうした行政財産としての性格や管理主体そのものに変更が生じるわけではなく、管理の事務は受託者たる港湾管理者が行うこととなるが、委託者である国としても、当該事務が適切になされるよう、監督する責任を有している。 したがって、管理委託された国有港湾施設について、本来の用途以外の使用が行われる場合には、当該使用により施設機能に支障が生じないか、港湾施設の機能維持に必要な施設の維持・管理に支障が生じないか等、当該施設の本来の用途や目的が妨げられないよう、国による承認に係らしめることにより、国が責任をもって確認することとしている。 このため、ご提案の「地域活性化を目的としたイベント」については、港湾施設の本来の用途とは異なるものであることから、行政財産である港湾施設の適切な維持管理を確保する観点から、施設の所有者である国が、本来の用途又は目的を妨げない限度であるか否かについて、審査・判断することが必要である。 以上から、国有港湾施設を「地域の活性化を目的としたイベント」などで使用する場合について、これを軽微なものとして一律に承認手続きを不要とすることは適当ではない。 なお、使用の範囲が小規模にとどまるもの等、当該施設管理に与える影響が軽微と認められるものについては、国による承認は不要としており、小規模な使用にとどまる「地域活性化を目的としたイベント」については、国による承認は不要である。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
132	B 地方 に対する 規制 緩和	消防・防 災・安全	災害時における放置 車両の移動権限の付 与等	<p>大規模災害発生時における救出救助をはじめとした災害対策活動の展開に必要な緊急輸送ルートを円滑かつ迅速に確保するため、災害対策基本法の改正など法令の整備により、臨港道路の管理者に対しても、自ら立ち往生車両や放置車両の移動等を可能にし、やむを得ない限度での破損を容認するとともに、併せて損失補償を規定するといった放置車両等の移動等に関する権限を付与するなど、放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じること。</p>	<p>【現在の制度】 道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動や、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他物件を破損できる権限を付与するため、平成26年11月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行された。しかし、本法によりこれらの権限が付与されるのは、道路法に規定する道路管理者等に限定されており、臨港道路(港湾法第2条第5項4号に規定する臨港交通施設の道路・橋梁)の管理者である港湾管理者は適用外となっている。</p> <p>【支障事例】 大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都地域防災計画の中で広域輸送基地にも位置づけられたふ頭を抱える臨海部は、甚大な被害が想定される地域への救出救助活動及びその後の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活動拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>【制度改正の必要性】 首都直下地震では甚大な被害が想定されており、被害を軽減するためには、発災直後から、救出救助・医療救護活動をはじめとした応急対策活動を迅速かつ円滑に展開することが極めて重要となることから、これらの活動に従事する車両を被災現場に送り込む経路及び傷病者を医療機関に搬送する経路等の緊急輸送ルートを優先的に確保するための道路啓開を早期に実施する必要がある。</p> <p>【制度改正の効果】 臨港道路において、発災時に迅速な道路啓開による通行確保を可能とする放置車両対策が強化されることで、臨海部と被災地域との緊急輸送道路のネットワークを構築できる。</p>	災害対策基本法第76条の4、第76条の6	内閣府、 国土交通省	東京都	〇ご提案の内容については、大規模災害が発生した際に臨港道路においてご指摘のような支障が生じる可能性があるのかどうかといった点や、現行法制度での対応の可否も踏まえながら、関係機関の意見を伺いつつ、災害対策基本法の改正も視野に入れて検討してまいります。
97	B 地方 に対する 規制 緩和	運輸・交 通	自家用有償旅客運送 に係る有償の考え方 の見直し	<p>行政が地域の需給を確認するための実証実験を行う等委託者が運送経費の全額を負担して、サービスの利用者から直接の負担を求めない場合も有償交通としての登録が必要となり、交通不便地域の共助による利便性向上対策が進まないため、有償運送に該当するとして登録を要する事例の見直し(有償運送に該当せず、登録不要な事例の拡大)を行うこと。</p>	<p>【現行制度の概要】 道路運送法第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきことが定められている。</p> <p>個々具体的な行為が有償運送として、登録等が必要であるか否かについては、国土交通省自動車交通局旅客課長名の事務連絡により、登録等が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われる事例、有償運送に該当する事例等が示されている。</p> <p>【支障事例】 行政が取り組む(運送サービス利用者負担を求めない)需要実証調査も有償運送とみなされるため、運営協議会における関係者間で必要性、対価等について合意を得る必要があるとともに、より有効な運行経路を模索するための機動的な実証作業も困難である。</p>	道路運送法 「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」 (H18.9.29付け国土交通省自動車交通局旅客課長事務連絡)	国土交通省	九州地方知 事会	<p>他人の需要に応じ有償で旅客を運送する行為については、その目的に関わらず、原則道路運送法上の許可・登録が必要となる。</p> <p>一方、市町村が自ら地域の需要を確認するために行う期間や地域を限定した実証実験・調査を実施することについては、当該自治体の事業として自治体が保有する車両を使用し、実験・調査費用の中に運送経費の全額を含んでおり、利用者からは一切の負担を求めない場合にあっては、現行においても道路運送法上の許可・登録を要さない運送の態様と考えている。</p> <p>また、当該事業を利用者からの負担を求めず委託により行う場合であって、自治体の保有する車両を使用させ、受託者側においては運転や車両管理等その他一連の業務を当該自治体の名により実施する時は、受託者側にとっては、車両の提供を伴う運送ではないことから、運送行為とはならないため、同様に道路運送法上の許可・登録を要さない運送の態様と考えている。</p> <p>しかし、当該受託者側の車両を使用したり、受託者側の名において運送したりする場合等は、受託者側においては、自動車による運送の依頼を受け、運送経費を含んだ委託料金を收受していることとなるため、受託者側は道路運送法上の許可・登録を取得する必要がある。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
171	B 地方 に対する規制 緩和	農地・農 業	農事組合法人が行う ことができる事業種類 の拡大	<p>【支障事例、必要性】</p> <p>農山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激減など、生活面で多くの課題を抱えている。こうした中、農山村集落の担い手農家で構成する農事組合法人の生活サービス事業参入が住民の期待を集めており、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である米の価格が下落傾向にある中、収益向上や周年安定雇用を狙って、事業主体が撤退した生活店舗を活用した事業展開、公共交通機関の空白地帯における高齢者等の送迎支援、民家除雪など生活サービス事業参入に関心を示しているが、農協法により農業以外の事業実施が制限されているため、実施できない状況となっている。</p> <p>株式会社組織変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続きの煩雑さに加え、農山村集落の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の合意には、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能(「従事分置配当」)ができないことなど、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれることとなるため、サービス事業参入を検討する上で大きな障害となっている。</p> <p>また、自家用有償旅客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた柔軟な対応ができない状況にある。</p> <p>【代替措置】</p> <p>本来事業である農業に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の割合に制限を設ける。</p> <p>【メリット】</p> <p>農山村集落における生活サービスの提供 農事組合法人の経営の多角化、安定化</p>	農協協同組合法第72条の8 道路運送法施行規則第48条	農林水産省 国土交通省	長野県	<p>農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態であり、このことから、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、農業以外の事業も多角的に行う場合には、株式会社などの一般的な法人形態を活用することを想定し、制度的に手当てしている。</p> <p>今回例示のあった地域に密着した生活サービス事業の例のうち、食料品の販売については、自らが生産する農畜産物の販売は現行制度上実施可能である。また、農事組合法人が、その経営を発展させる中で、農業生産にとどまらず事業の多角化を行うようなケースを想定して、農事組合法人から株式会社への組織変更の制度(簡易な手続きで、現在の法人を解散することなく株式会社とすることができる制度)を設けているところであり、この組織変更の制度を活用することにより、提案の内容は実現可能である。</p> <p>なお、株式会社においても定款に定めをおくことにより1人1議決権的な運営も可能となっている。</p> <p>また、自家用有償旅客運送の実施団体は道路運送法施行規則で同令第48条各号に列挙する非営利性を前提にした団体に限定しているところである。</p>	
285	A 権限 移譲	運輸・交 通	一時的需要増加時に おける一般旅客自動 車運送事業者及び一 般乗用旅客自動車運 送事業者への臨時許 可にかかる権限移譲	<p>道路運送法第21条第2号に定め る一時的需要増加時における 一般乗用旅客自動車運送事業 者への臨時許可にかかる権限 を都道府県に移譲すること。</p> <p>【提案の経緯・事情変更】</p> <p>交流人口の拡大を図るためには、来訪者の利便性と移動手段の確保を図る一方で、日常交通手段として路線バス等を利用する住民の生活に支障が生じないよう、県全域における輸送体制を迅速に確立する必要がある。</p> <p>【支障事例等】</p> <p>今後、東京オリンピックラグビーW杯、関西ワールドマスタースズゲームズなど、世界的なスポーツ大会の開催が予定されており、イベント開催期間中、内外から多数の来訪客が見込まれ、日常交通手段として路線バス等を利用する住民の生活に支障が生じることが懸念されるが、運輸局の窓口は県内に1カ所しかなく、開催期間中に、住民の生活に支障が生じても、迅速に対応できないことが想定される。</p> <p>【効果・必要性】</p> <p>乗客イベント開催中においても、住民の日常生活に支障が生じることなく、県全域における輸送体制を迅速に確立することができる。</p> <p>今後予定されている日本スポーツマスターズなど大規模イベントへの運輸体制を確立することで、交流人口の拡大が図られる。</p>	道路運送法第21条 第2号	国土交通省	兵庫県、鳥取 県	<p>道路運送法(昭和26年法律第183号、以下「法」という。)第21条第2号の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。</p> <p>当該許可は、乗合旅客の運送を許可するという点において、法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合事業」という。)の許可と同様であるため、乗合事業の許可に準ずる取扱いをすべきであるが、乗合事業の許可に際しては、当該事業を適確に実施できる体制、能力が備えられているか等を、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきではなく、国が全国一律に定める基準の下で、統一した運用により事務・権限を行使していくことが必要不可欠である。</p> <p>上記の考えに基づき、本提案については、すでに過去の議論(事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)及び平成26年の地方からの提案等に関する基本方針(平成27年1月30日閣議決定))において結論が出ていると承知している。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
234	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	地域限定旅行業の参 入促進に向けた規制 緩和	「地域限定旅行業」の業務範囲 を、「営業所が所在する市町村 及び(県外を含む)隣接市町村 等」から「営業所が所在する都 道府県及び(県外の)隣接市町 村等」とするなど拡大を図るこ と。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行 業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が 規定されている。  【支障事例】 地域限定旅行業の業務範囲は「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限られており、 魅力的な旅行商品の造成に当たっての支障となっている。  【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域 限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等が魅力ある着地 型の旅行商品を企画・造成できるよう業務範囲を拡大する必要がある。	旅行業法、 旅行業法施行規則	国土交通省 (観光庁)	徳島県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県	旅行業法は、地域限定旅行業の業務範囲を「自らの営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村 の区域及び観光庁長官の定める区域」としている(旅行業法第4条、旅行業法施行規則第1条の2)。かかる 業務範囲は、地域限定旅行業に課される財産的要件(基準資産要件、営業保証金の供託義務)により消費者 保護が図られる範囲に応じて定められたものであるため、消費者保護の観点を考慮することなく、その拡大を 求める本提案には対応致しかねる。  上記業務範囲より広域の旅行商品の造成・販売については、第三種旅行業(受注型企画旅行・手配旅行に ついて国内全域・海外にて実施可能)・第二種旅行業(募集型企画旅行について国内全域、受注型企画旅行・ 手配旅行について国内全域・海外にて実施可能)・又は第一種旅行業(募集型企画旅行・受注型企画旅行・手 配旅行について国内全域・海外にて実施可能)の登録を受けることで実施可能であるため、これらの登録を取 得されたい。  なお、「地域限定旅行業」に関しては、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)においても要件 を緩和するよう指摘があり、今後、観光庁としても、ご提案の趣旨である地域限定旅行者の増加に向けて、 検討を進めることとしているところである。
235	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交 通	地域限定旅行業の参 入促進に向けた規制 緩和	「地域限定旅行業」においては、 営業保証金を減額すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行 業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が 規定されている。  【支障事例】 地域限定旅行業においては、着地型観光のニーズに応えることが期待されている。現地で旅行 商品を販売するケースが多いことを勘案すれば、旅行者が被るリスクも比較的少ないと考えられ るが、営業保証金の水準などが障壁となって、登録数が増加していない。  【制度改正の必要性】 地域限定旅行業に係る営業保証金については、旅行者保護を重視しつつ、リスクを適正に評価し て、可能な限り減額し、参入を促進する必要がある。 参入が容易になり、旅行者が増えると、旅行者の選択肢は拡大し、利便性が向上する。このこ とによって地域への人の流れが創出され、地域経済の活性化につながるものと考ええる。	旅行業法、 旅行業法施行規則	国土交通省 (観光庁)	徳島県 和歌山県 香川県 愛媛県	本提案は、地域限定旅行業者が供託すべき営業保証金(旅行者の債務不履行時に消費者が引当てとで きる保証金)の金額が障壁となり登録者数(77社、平成27年4月時点)が増加しないとして、その減額を求める ものである。 しかし、地域限定旅行業の営業保証金の金額は、既に、消費者保護の要請及び事業者の参入促進の観点 から、旅行業の各登録区分の中で最も低額の100万円としているところであり、また、観光庁長官が指定した 旅行業協会に加入すれば、実際に当該事業者が負担すべき金額は20万円となることを考えると、かかる義務 が、実際に参入障壁となっているとは考えにくく、本提案には対応致しかねる。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
236	B 地方 に対する 規制 緩和	運輸・交 通	地域限定旅行業の参 入促進に向けた規制 緩和	「地域限定旅行業」において、現 行の国内旅行業務取扱管理者 より難易度の低い資格試験を創 設するなど要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行 業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規 定されている。  【支障事例】 業務範囲が「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限定されており、地域限定旅行業 者が通常業務を行う上で、国内旅行業務取扱管理者に求められる全国の観光地や各地の年中 行事の知識については必須の知識とまではいえず、資格試験の難易度が登録数増加の障壁の 一つとなっている。  【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域 限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等の多様な主体が 自ら着地型の旅行商品を企画・作成できるよう、業務範囲の拡大、営業保証金の減額、更には資 格試験の難易度の調節を行い、参入を促進する仕組みづくりが必要である。	旅行業法、 旅行業法施行規則	国土交通省 (観光庁)	徳島県 滋賀県 和歌山県 香川県 愛媛県	本提案については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)においても同様の指摘があり、今 後、観光庁としても、検討を進めることとしているところである。
11	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	近畿圏整備法に基づ く整備計画の決定権 限・各区域の指定権 限の移譲、近郊整備 区域建設計画等の作 成に係る国同意の廃 止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整 備計画の決定権限や、近郊整 備区域等の各区域指定権限に ついて、関西広域連合への移譲 を求めるとともに、近郊整備区 域建設計画等の作成に係る国 同意の廃止を求める。	【制度改正の必要性】 近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市 開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定については、関係府県、関係指定都市等の意見 を聴くことはなっているが、広域地方計画と同様、国土交通大臣が関係行政機関の長に協議し て決定・指定することとなり、国主導によるものとなっている。また、府県が近郊整備区域建 設計画や都市開発区域建設計画を作成する際、あらかじめ、国に協議し、その同意を求めなけれ ばいけない。 関西のことは関西で決める。そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。関西地域 の実情に応じ、関西地域の特性を生かすため、近畿圏整備計画の決定・各区域の指定権限の関 西広域連合への移譲や、近郊整備区域建設計画・都市開発区域建設計画の策定に係る国同意 の廃止を行い、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等でき るようにして、近畿圏における地方創生を実現していくべきである。  【制度改正による効果】 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域 連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、府県域を越える広域行政の推進に係る 基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的 に見て判断することによって、秩序ある発展を図っていくことが可能となるものである。  【懸念の解消】 国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改めることとすることで、均衡が図ら れるものと考ええる。	近畿圏整備法第9 条、第10条、第11 条、第12条、第14 条 近畿圏の保全区域 の整備に関する法 律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備 区域及び都市開発 区域の整備及び開 発に関する法律第 3条	国土交通省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	近畿圏整備計画は、首都圏と並ぶわが国の経済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある発展 を図ることを目的として、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るために策定される計画である。本計画は、 我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ 根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り 込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。 近畿圏整備計画の策定に当たっては、地方公共団体の意向を反映させるため、国土交通大臣が、関係府県、 関係指定都市の意見を聴き、意見の申出を受けたときは、遅延なくこれに回答するとともに、適切な考慮を払 わなければならないとされている。地方公共団体の意思を反映することは、現行制度においても可能である。 近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域は、整備計画と同様に首都圏と並ぶわが国の経 済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある発展を図ることを目的として、国が責任を持って 指定する必要がある。各区域に関連した法制度、税財政措置が多数存在していることから、各区域の指定権限 を移譲すれば、税財政措置の優遇等を受けられる地域を自由に定められる等、他の圏域との公平性が担保さ れなくなるとともに、制度の政策目的が阻害されることも懸念される。 建設計画の国同意については、第3次勧告(平成21年10月7日)に基づく、「地域の自主性及び自立性を高 めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。第2次一括法) 第四十一条において、政府として整理済みであり、その後の状況変化は認められない。 全体を通じ、関西広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部につ いて処理することが認められているものであり、国策として策定する近畿圏整備計画の策定権限等を移譲す るのは適切でない。さらに、近畿圏整備法における近畿圏とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県であり、このうち、福井県、三重県、奈良県については関西広域連合に含まれてい ない。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
10	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	国土利用計画法に基 づく土地利用基本計 画策定の見直し	国土利用計画法に基づく府県の 土地利用基本計画について、策 定義務や策定に係る国への事 前協議を見直すことを求める。	<p>【制度改正の必要性】 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議については、「国の土地利用に係る施策をも拘束するもの」で「国の政策との関係で調整を行う必要がある」、「国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とすることで足りるものである。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とするためにも、協議事項とせず、事後報告等とすべきである。</p> <p>現在、土地利用基本計画については、昨年の提案募集を受け、「運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされ、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組む、“地方創生時代の体系へ”運用の見直しをすべきである。</p> <p>【支障事例】 府県の土地利用基本計画については、「各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている」とのことであるが、実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。 具体的には、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土審議会で行った際、委員から不毛、形骸化だとの意見が出たこともあり、これを受けて森林のみ審議とせず報告案件としたケースがある。森林地域の変更については、個別規制法における変更済み案件を審議している状況である。</p>	国土利用計画法第 9条第10項・第14項	国土交通省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、大阪府、 兵庫県、和歌 山県、鳥取 県、徳島県	<p>「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリングを行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。</p> <p>さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいりたい。</p> <p>事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要件について検討してまいりたい。</p>
110	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	都道府県の土地利用 基本計画の変更に係 る国土交通大臣への 協議の事後報告へ の変更	国土利用計画法に基づき都道府 県が土地利用計画(計画図) を変更する際に義務付けられて いる国土交通大臣への協議を 廃止し、事後報告へ変更する。	<p>【制度改正の必要性】 国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更は、国と協議を要することとされている。</p> <p>計画書の変更については、協議の必要性を理解するが、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、市街北区域編入を伴う農業地域の縮小等)については、各個別規制法において、協議不要若しくは、事前に国の関係機関との調整が完了し、重複した手続きとなっており、特に平成23年度以降協議は書面の送付のみとなり、変更内容について国土交通大臣と調整したことはなく、形式的なものとなっているため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とすべきである。</p>	国土利用計画法第 9条第14項	国土交通省	栃木県	<p>「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリングを行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。</p> <p>さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいりたい。</p> <p>事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要件について検討してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
213	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国 土交通大臣への協議 の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>土地利用基本計画を定める場合、あらかじめ国土交通大臣と協議することになっているが、計画策定・変更に時間を要している(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)</p> <p>協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。</p> <p>なお、同様の提案を昨年度行ったところ、対応方針では「提案の趣旨を踏まえ対応」と整理されたが、その内容は、「過去の国と都道府県との協議における国の指導事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る」といった運用の改善に留まるもので、本県が求める国土交通大臣への協議に要する期間の短縮化にはつながらないと考える。</p> <p>【懸念の解消】</p> <p>国は、協議を行う理由として、個別規制法地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画や農業地域に係る大臣協議など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。</p> <p>事前調整が必要であることは異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国との調整も意見聴取で担保できるものと考えられる。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。</p>	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土交通省	広島県	<p>「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリングを行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。</p> <p>さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今後、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいります。</p> <p>事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいります。</p>
98	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	地域振興各法における 計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県、市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】</p> <p>各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。</p> <p>また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条、山村振興法第7条、第8条、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条、離島振興法第3条、第4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知事会	<p>【共通事項】</p> <p>地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。</p> <p>地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。</p> <p>さらに、スケジュールについても別紙の理由により慎重な検討が必要と考えられる。(別紙あり)</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	<p>山口県 広島県</p>	<p>【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 さらに、スケジュールについても別紙の理由により慎重な検討が必要と考えられる。 (別紙あり)</p>	
63	B 地方 に対する規制 緩和	その他	連携中枢都市圏構 想推進要綱に定める「連 携中枢都市」の要件 の緩和	<p>現行の連携中枢都市圏構想推進要綱における「連携中枢都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の中核都市が周辺市町村を牽引する連携であり、圏域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 意欲ある地域を応援するため、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要綱改正を提案する。</p>	<p>&lt;地方創生関連提案&gt;</p> <p>【提案理由、規制緩和の必要性】 連携中枢都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 連携中枢都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市に対する特別措置有)、③三大都市圏の区域外に所在など規定されているが、本制度の活用(意欲のある地域にあっても、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる)。 そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、本県では県西部6市で、その中の砺波、南砺、小矢部や高岡、射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(=人口規模)を有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。</p> <p>【具体的な支障事例】 「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中枢都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部地域では中核市を有さないために同都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること等)ができない。</p> <p>【期待される効果】 特定の中心都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組みの広がりが期待できる。</p>	<p>連携中枢都市圏構 想推進要綱(平成 26年8月25日付総 行市第200号総務 省自治行政局長通 知)</p>	<p>総務省 国土交通省</p>	<p>富山県</p>	<p>連携中枢都市圏については、今年度(1)に地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	団体名	回答欄(各府省)
	区分	分野							
334	B 地方 に対する規制 緩和	その他	連携中枢都市圏の要件緩和	「連携中枢都市」の要件として、中核市(人口20万人以上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるようにすること。	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じ関係市間で重層的に連携を進めてきたところである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させるためには、このような6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多極ネットワーク」による広域連携は、「まち・ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携の構築を目指すものである。 一方、国が推進する「連携中枢都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援方針が示されているのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合戦略に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中枢都市圏の形成を推進していくにあたっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。	連携中枢都市圏構想推進要綱第3	総務省 国土交通省	高岡市 射水市 氷見市 小矢部市 砺波市 南砺市	連携中枢都市圏については、今年度に地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。
243	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消	消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していることで、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。	【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。 【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	・消防法第18条第2項 ・消防法施行規則第34条 ・気象業務法第24条 ・気象業務法施行規則第13条 ・予報警報標識規則第4条	総務省(消防庁) 国土交通省(気象庁)	全国市長会	津波警報等をサイレンでお伝えするのは、津波による災害の発生が予想される時に、その事実をいち早く広く住民に知らせるために使用するものである。 現状においては、津波警報等の伝達の際には、予報警報標識規則に定められた標識(サイレン音等)と併せ、テレビ・ラジオ、緊急連絡メール等の様々な手段で情報伝達が行われており、市町村においても、防災行政無線のほか広報車の巡回やケーブルテレビ等を用いて可能な限り多くの手段で周知の措置が図られているところである。さらに、Jアラートでは、サイレン音だけでなく「大津波警報が発表されました」等のメッセージを流すことも可能である。 以上のことから、現在のサイレン音等を引き続き使用しても混乱を来すとは考えていない。